

出席者：宮田 徹 委員、吉本 博 昭 委員、石田 陽 一 委員、
大島 精 三 委員、大西 貞 夫 委員、中田 隆 志 委員、
藤崎 キヨミ 委員、佐伯 英 子 委員、高城 繁 委員、
山村 敏 博 委員、中井 義 則 委員、沼田 佳奈子 委員、
野口 雅 司 委員、井波 博 典 委員、前島 靖 彦 委員、
阪本 良 子 委員、塚原 久 永 委員、舟坂 雅 春 委員、
松原 直 美 委員、富田 光 國 委員

会議次第：

- 1 会長の選出について・・・**審議事項 1**
 - 2 障害福祉の現状について
 - 3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況について
 - 4 専門支援ワーキングの活動状況等の報告について
 - 5 成年後見制度について
- } **審議事項 2**

会議資料：

- 1 審議事項 1、富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 審議事項 2、資料本体一式

議事概要：

- ・審議事項 1 「富山市自立支援協議会会長の選出について」
本協議会の会長であった野尻昭一委員（前富山市社会福祉協議会会長）が年度途中で退任されたことに伴い、新しい本協議会の会長選出について、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第4条の規定に従い委員にお諮りした結果、高城繁委員（現富山市社会福祉協議会会長）が会長として選出された。

※高城会長の就任を承認した委員・・・20名

〃 就任を承認しなかった委員・・・0名

- ・審議事項 2 「議題 2～議題 5 に関する委員からの意見について」
資料の「障害福祉の現状について」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況について」、「専門支援ワーキングの活動状況等の報告について」及び「成年後見制度について」に関して委員に意見をお伺いした結果、下記の通り意見が寄せられた。
なお、事務局の回答は意見の次に記載した。

（委員意見）

コロナ禍のなか、自立した重度障害者が、生活支援のヘルパーを頼り生活していたが派遣されなくなり、3ヶ月程困りはてていたと伺っている。

また、重度障害者（24時間介助）が入院した時、病院からは介助者は付き添い入院不可と言われ看護師は身体介助まではしてくれず命の危険を感じたという話があり、それを

聞いた同様の重度障害者も入院の時の心配をしていると伺っている。

24時間介助において、コロナ禍で介助者が辞めたり、コロナ感染などで介助の無い時間を過ごす心細さ等、自立支援の人的な問題についてどのような対応をとるか検討願いたい。

コロナ禍にあるが、障害者に対する自立支援が低下することが無いようにして頂きたい。

(事務局回答)

重度障害者の方については、新型コロナウイルスの感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であると通知が発出されているところであり、厚生労働省から示されている「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第6報）」においても、発熱等の症状のある利用者に対しては、通常使用しているサービス事業所以外であっても、他の事業所等でのサービス提供に従事する者、ボランティア等で一定の介護経験がある者もサービスを提供することができると示されており、柔軟な対応が認められています。

また、重度訪問介護については、障害支援区分6に該当する病院等に入院又は入所している障害者に対する、重度訪問介護サービス費用の算定が認められているところですが、各病院等において講じられている新型コロナウイルス感染を防止し入院患者の安全を確保するための措置に影響が無いように、病院等の職員と十分に調整した上で支援を行うよう留意する必要があります。

このように、国においても新型コロナウイルス感染症に対応するためのサービス人員確保の体制整備が図られているところですが、今後も障害福祉サービス事業所との連携を図りながら、必要なサービスが確実に提供されるよう取り組みを推進していきたいと考えております。

(委員意見)

協議会の運営要綱に定められている所掌事務第2条に基づいて議論されているのかが疑問である。要綱に定められている所掌事務は8つあるが、(1)、(3)から(5)までについての実績とその中で出てきた課題について、資料のどこを見れば出てくるのか分からない。

例えば(1)の「委託相談支援事業者の運営評価等に関すること」で、資料11ページに事業者名は記載されているが、それぞれの事業者がどんな実績があり、その活動の中でどのような課題があると市に報告しているのか分からない。この協議会の重要な目的の1つは、困難事例等を通じて地域における相談支援体制の課題やニーズを把握し解決方法を審議して市の施策に反映させることだと考える。また、要綱では「相談支援ワーキング」を設置することとなっているが、資料にはその活動状況は記載されていないため、協議会では何を具体的に審議するのか資料からは読み取れない。

※参考：富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(抜粋)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること

- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(事務局回答)

富山市自立支援自立支援協議会については、障害者の地域における自立した生活を支えるため、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場として設置し、地域の障害福祉全般に関する課題をはじめ、障害者の保健福祉向上のため必要となる事項について協議を行うこととしております。

運営要綱に定められた事項に関して、資料のどの部分に記載されているのか分かりにくいことや、協議会において審議する事項が具体的になっていないことに関しては、ご指摘を踏まえて、自立支援協議会の資料の記載内容等の見直しや、審議すべき事項やテーマを明確にして協議会を運営するなど、改善に努めて参りたいと考えております。

なお、「相談支援ワーキング」については、これまでワーキングメンバーが自立支援協議会に同席して、活動内容を直接報告していましたが、資料に活動状況が記載されていないことにつきましては申し訳ございませんでした。今後は「相談支援ワーキング」の内容を資料に記載するようにいたします。

(委員意見)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月18日から施行されるにあたり、看護師の配置を求める項目があり協力していきたい。現在取り掛かろうとしている事業は看護師に求められている医療的ケアを安全に適切に実施するための研修であり、現在働いている看護師でも潜在看護師でも学校等への配置に協力していく体制が整備されていけばよい。

(事務局回答)

医療的ケア児及びその家族は、子どもの発育・発達、保育所利用や就学など様々な不安を抱えていることから、ライフステージ全般において、寄り添い、伴走する支援が必要であり、ケアを担う人材の育成や確保が非常に重要であると考えております。今回いただきましたご意見につきましては、こども家庭部や教育委員会へも情報提供し、本市としましても支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上